

第 39 回東京都環境審議会総会

平成 25 年 11 月 28 日（木）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 27

(14時00分開会)

○上田環境政策課長 大変お待たせいたしました。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第39回「東京都環境審議会」総会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいております環境局環境政策部環境政策課長の上田でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

座って進行させていただきます。本日は第11期初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思ひます。

初めに、本日の出席についてお知らせをいたします。ただいま御出席の委員は14名で、委員総数23名の過半数12名に達しており、審議会規則に定める定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、4月1日当初、第11期委員の総数は21名となっておりますが、去る11月14日付で、さらに2名の方を臨時委員として選任させていただきました。これにより、11月28日現在、委員総数は23名となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境局長の長谷川から御挨拶を申し上げます。

○長谷川環境局長 環境局長の長谷川でございます。本年7月に前任の大野の後任で着任いたしました。よろしくお願ひいたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては「東京都環境審議会」第11期委員に御就任いただき、まことにありがとうございます。

これまで、東京都は東京都環境基本計画に基づきまして、都民、事業者の御協力のもと、環境の危機に積極的に対応し、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指した取り組みを進めてまいりました。

東日本大震災後の電力需給の状況等を踏まえまして、その後は、これまでの先導的な気候変動対策の成果の上に、昨年5月には低炭素、快適性、防災力の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市の実現を目指した東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針を策定いたしますとともに、本年4月には気候変動対策と都市エネルギー施策を一元的、総合的に推進するべく、都市エネルギー部を新たに設置するなど、賢い省エネ、節電の実践の誘導ですとか、自立分散型エネルギーの導入促進あるいは再生可能エネルギーの利用拡大なども積極的に進めているところでございます。

また、去る9月9日には、2020年の夏季オリンピック、パラリンピックの開催地が東京に決定いたしました。資源、エネルギーの消費を抑制し、環境負荷の少ない大会運営を目指しているわけですが、東京を一層、環境負荷の少ない都市として進化させていくという上でも、大きな目標になるものと考えておまして、今後、環境行政が果たすべき役割は極めて大きいと認識しております。

本審議会におかれましては、本年4月より、第11期として新たにスタートいただいたところでごさいます、今回は初めての開催となります。このたびは荒川区東尾久のダイオキシン類土壌汚染対策について御審議いただくこととなりますが、これまでも貴重な御意見、御提案を頂戴いたしまして、東京の良好な都市環境の形成に大いに貢献いただいているところでごさいます。

今後とも、都の環境施策全般をさらに強化していくという観点から、活発な御議論をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○上田環境政策課長 それでは、まず、本日の資料を確認させていただきたいと思ひます。

お手元に第39回「東京都環境審議会」会議次第が表紙にごさいます。それに続きまして、資料1～6まで、参考資料の1～4までをつけさせていただきます。

資料1が、本審議会第11期の委員の先生方の名簿をおつけしてごさいます。

資料2、後ほど御紹介いたしますが、諮問書、諮問第26号の写しでごさいます。

資料3につきましては、荒川区からの今回、御審議いただく件に関する対策地域指定要請文の写しでごさいます。

資料4「ダイオキシン類土壌対策関連事業の手続き」でごさいます。

資料5ということで、カラー刷りでA4横で見ていただく形になりますが「東尾久浄化センター隣接敷地の位置」ということで地図をおつけしてごさいます。

資料6-1からは、A3の開いていただく資料でごさいますけれども「東尾久浄化センター隣接敷地のダイオキシン類土壌調査及び措置の経緯について」でごさいます。

資料6-2ということで、次のページでごさいます、当該土地の利用状況の写真がついてごさいます。

資料6-3につきましても、飛散防止措置状況の写真が2枚つづりでA3についてごさいます。

その次、再びA4判の横になりますけれども、資料6-4「ダイオキシン類土壌（表層）及び

池の水質調査結果」。

資料6-5「ダイオキシン類土壌（深度方向）調査」。

資料6-6「重金属等の土壌（表層）調査結果」でございます。

そのほか、参考資料といたしまして、参考資料1「ダイオキシン類とは」というダイオキシン類の説明でございます。

参考資料2と参考資料3につきましては、A4の横でございますけれども、法令関係の抜粋。

参考資料4につきましても、環境基本法、以下、関係法令等の抜粋をつけさせていただいております。

全ておそろいでございますでしょうか。資料等がないということではございましたら、お申しつけをいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず、資料1の名簿に従いまして、第11期委員として御就任いただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。着席のままで結構でございますが、一言いただければ幸いです。

なお、お席の前にマイクがございます。ちょうど操作パネルの下のほうにボタンがございまして、そこを押していただきますと赤いランプがつきます。御発言の際には、そこを押していただいて御発言いただき、発言が終わりましたら再度、ボタンを押していただいて赤いランプを消していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、名簿順に御紹介をさせていただきます。

まず、大迫委員でございますが、本日は御欠席でございます。

続いて、大前委員でございます。

○大前委員 慶應大学の大前でございます。化学物質の健康影響を専門にしております。よろしく願いいたします。

○上田環境政策課長 小河原委員でございます。

○小河原委員 生態教育センターの小河原です。よろしく願いいたします。

○上田環境政策課長 河口委員は本日、御欠席でございます。

交告委員でございます。

○交告委員 東京大学の交告でございます。行政法を専攻しております。よろしく願いいたします。

○上田環境政策課長 小西委員でございます。

○小西委員 WWFジャパンの小西と申します。環境の公共政策学を専攻としております。よろ

しくお願いいたします。

○上田環境政策課長 駒井委員でございます。

○駒井委員 駒井でございます。土壌汚染対策を専門としております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 末吉委員は、本日、御欠席でございます。

高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋です。都市計画を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 田辺委員は、本日御欠席でございます。

富田委員でございます。

○富田委員 商工会議所の環境委員会代表幹事をしております。東京ガスの富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 西岡委員でございます。

○西岡委員 西岡でございます。現在、低炭素社会の研究世界のネットワーク、その事務局長をやっております。

○上田環境政策課長 平田委員でございます。

○平田委員 特定非営利活動法人気候ネットワークの平田と申します。気候変動問題を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 古米委員でございます。

○古米委員 東京大学の古米です。水を中心にした環境工学を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 堀委員は本日、御欠席でございます。

村頭委員でございます。

○村頭委員 東京弁護士会所属の弁護士の村頭と申します。村に「カシラ」と書いて村頭と読みます。私、騒音や低周波音の問題を中心とする環境問題の事件をかなり扱っております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 村木委員は御欠席でございます。諸富委員も御欠席でございます。矢野委員につきましても、同様でございます。横張委員につきましても、同様でございます。

芳住委員でございます。

○芳住委員 共立女子大学におります芳住でございます。大気環境の問題を長らくやっております。よろしくお願いいたします。

○上田環境政策課長 続きまして、臨時委員として御就任をいただきました2名の委員を御紹介申し上げます。

大塚委員でございます。

○大塚委員 早稲田大学の委員でございます。環境法を専攻しております。前に委員をさせていただいていたのですけれども、今、お休みになっていたのですが、今回、土壌汚染のことがあって、多分、駆けつけさせていただいたという感じかと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○上田環境政策課長 中杉委員でございます。

○中杉委員 中杉でございます。化学物質、土壌、廃棄物といったものをキーワードに活動しております。よろしくお願いたします。

○上田環境政策課長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております環境局の幹部職員を紹介させていただきます。

長谷川局長でございます。

石野次長でございます。

吉村環境政策部長でございます。

須藤環境政策担当部長でございます。

山本都市地球環境部長でございます。

松下都市エネルギー部長でございます。

木村環境改善部長でございます。

山内自動車公害対策部長でございます。

笹沼自然環境部長でございます。

廃棄物対策部長代理の小林産業廃棄物対策課長でございます。

続きまして、本日の議事の説明を担当いたします幹部職員を紹介させていただきます。

島田環境改善技術担当部長でございます。

関ダイオキシン汚染対策担当課長でございます。

幹部紹介は以上でございます。

それでは、ただいまから最初の議事になりますけれども、会長の選任に入らせていただきます。

会長は、審議会規則第4条第1項に基づきまして、委員の皆様の互選によりお選びいただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

古米委員、お願いします。

○古米委員 第9期から環境審議会の委員をされておられまして、第10期から会長をされておられる西岡委員にお願いするのがよろしいかと存じます。

○上田環境政策課長 ありがとうございます。

ただいま古米委員より、西岡委員にという御提案がございましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○上田環境政策課長 異議なしということでございますので、西岡委員にお願いしたいと思っております。

西岡委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○西岡会長 承知いたしました。

○上田環境政策課長 それでは、西岡委員には会長席におつきいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、これからの議事につきましては、西岡会長にお願いしたいと存じます。西岡会長、よろしくお願いいたします。

○西岡会長 西岡でございます。

ただいま、皆様方の御推挙いただきまして、会長を務めさせていただきます。精一杯頑張ろうと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

ここにも何人か、ワルシャワのほうにCOPでいらっしゃった方もいらっしゃいますけれども、世界の論議というのは非常に天空のほうで、いろいろなことをやっておりますが、今や、時代は行動でしか解決できないという時代になってきたのではないかと考えております。

そういう面で、地方自治体の力は非常に期待されておるわけございまして、東京も今、お話にありましたように、世界一の環境負荷の少ない、そして、人々の環境を守る、さらには世界へ雄飛する都市になろうかということではないかと考えております。そういう伝統をしっかりと守っていくような会議にしたいと考えておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

なお、この審議会規則第4条第3項というものに、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとございます。私といたしましては、きょうは欠席だと思っておりますが、田辺委員に職務代理をお願いしたいと存じます。受諾いただけることを事前に確認いたしておりますことを、皆さんに御報告申し上げたいと思っております。よろしゅうご

ございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 それでは、ここで本日予定しております2つ目の議題に移る前に、ちょっと前後するのですが、本日の報告事項として挙げている委員の所属部会についてというものがございしますが、これを先に確認させていただきたいと思います。

これは、規則第7条第2項といろいろな運営の規則が後ろのほうにございますので、参照していただければと思いますけれども、部会は、会長の指名する委員をもって組織するということになっております。事務局のほうで、何か案がありましたら、お示しさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上田環境政策課長 分かりました。

それでは、事務局から委員の所属部会案を、お示しをさせていただきたいと思います。今、お手元に配付させていただきます。

お示しさせていただきました。ご覧をいただければと思います。

○西岡会長 第11期の部会割事務局案というものがございします。皆さん、それぞれの部会で御活躍いただきたいと思いますと思って、こういう割り振りにしているということでございします。今、この案につきまして、部会に所属する委員を決定させていただいて、これをお願いしたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

また、部会長の選任があるのですが、この部会委員の互選となっておりますので、それぞれの部会で選任の方、よろしく願いしたいと思っております。よろしゅうございしますですね。どうもありがとうございました。

それでは、直ちに議事の2以降の諮問に移らせていただきたいと思います。

現在、知事から当審議会に対しまして、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定についてという諮問がなされております。これを審議事項といたしたいと思っております。この件につきまして、諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

○上田環境政策課長 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

資料2としてお配りしております資料をご覧いただきたいと思います。諮問書第26号でございます。

25環政政第395号

諮問第26号

東京都環境基本条例第25条第2項第2号の規定に基づき、ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定による対策地域の指定について諮問します。

平成25年11月11日

東京都知事 猪瀬直樹

諮問文は、以上でございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、この諮問第26号につきまして、東京都から説明をお願いしたいと思います。

○島田環境改善技術担当部長 環境改善技術担当部長の島田でございます。諮問第26号につきまして、私から説明申し上げます。

案件につきましては、荒川区東尾久7丁目の都立尾久の原公園の一部及び東尾久運動場の一部に、環境基準を超えるダイオキシン類の土壤汚染が確認されたものでございます。

内容の前に、関係する手続等につきまして、説明をさせていただきます。

資料2の諮問書にありますダイオキシン類対策特別措置法第29条についてでございます。恐れ入ります。大分、後ろになりますが、参考資料2をご覧ください。同法の抜粋でございます。

第5章ダイオキシンにより汚染された土壤にかかる措置、第29条対策地域の指定でございます。知事はダイオキシン類の土壤汚染の状況が基準を満たさない地域であって、汚染の除去等が必要であるとして政令で定める要件に該当するものを、ダイオキシン類汚染対策地域「対策地域」として指定することができるとなっております。

政令の指定要件でございますが、右側をご覧ください。人が立ち入ることができる地域とされております。なお、工場、事業場の区域のうち、事業に従事するもの以外の者が立ち入ることができないものは除かれております。

第3項ですが、知事が対策地域を指定しようとするときは、環境審議会及び関係市町村長の意見を伺うこととなります。今回は本規定に基づきまして、諮問をさせていただいております。

第4項、対策地域の指定の公告、環境大臣への報告、関係市町村長への通知が義務づけられております。

第5項でございますが、市町村長は要件に該当するものを対策地域として指定すべきことを知事に要請することができることとなっております。

資料3をご覧ください。

荒川区からの要請文でございます。規定に基づきまして、荒川区長から都知事に地域指定の要請があったものでございます。内容は環境基準を超過した地域の対策地域の指定の要請並びに施設利用の住民等から早期の全面開放の強い希望があり、適切かつ早急な対策の実施を強く要望するものとなっております。

続いて、ダイオキシン類土壌対策関連事業の手續につきまして説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。

ダイオキシン類対策特別措置法と公害防止事業費事業者負担法の手續につきまして、フローで示したものでございます。

まず、左側でございますが、ダイオキシン類対策特別措置法の手續でございます。汚染が確認され、その範囲を確認しております。対策地域の指定につきましては、今回の諮問でございます。答申をいただき、区長への意見照会となります。以降、対策計画の策定、対策計画に基づく事業の実施となります。

続きまして、右側でございますが、対策計画に基づき行う事業の事業費につきましては、公害防止事業費事業者負担法に基づいて、汚染原因者に費用請求することができます。

なお、同法の主な条文でございますが、参考資料3に抜粋しております。

資料4のフローでございますが、対策計画の策定作業とともに、汚染原因の究明を行いまして、対策事業の負担計画の策定作業を進め、本審議会へ諮問をさせていただきます。対策計画の策定後、費用負担計画を策定いたしまして、費用の請求となります。

続きまして、案件の内容につきまして説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

当該地は荒川区の北部、隅田川の川沿いに位置する下水道局東尾久浄化センターに隣接する地域でございます。四角囲みの中でございますが、表記の各施設、敷地に関しまして、調査等を行っております。

続いて、資料6-1をご覧ください。

経過等を表形式で、施設ごとの状況としてまとめた資料でございます。左下の図は調査区画、基準を超えた区画等を示しております。右下の囲みは地域内各施設の概要をまとめております。

まず、地域の状況につきまして、説明をさせていただきます。左下の図をご覧ください。

この地域は大正7年から操業を開始しまして、昭和54年まで水酸化ナトリウムや農薬などの化成品、油脂、食品を製造しておりました、旧旭電化工業株式会社の工場があった土地でございます。これを東京都が購入し、引き渡しを受けた昭和60年当時、図の中に赤い破線がございますけれども、これが工場の敷地でございます。

東京都が当該地を取得後に①が下水道局の東尾久浄化センター、②が都立尾久の原公園(建設局所管)でございます。③が公立大学法人首都大学東京の荒川キャンパス、④が東尾久運動場、テニスコートとゲートボール場でございます。下水道局所管で、利用は荒川区になっております。

下の⑤でございますが、同じく東尾久運動場の多目的広場でございます。付随して駐車場がございます。財務局所管で、広場の利用は荒川区でございます。

右のほう⑥でございます。区営住宅と都営住宅、都市整備局所管の都営住宅がございます。各施設主体が整備、活用している地域でございます。

なお、旧旭電化工業株式会社でございますが、現在の社名を株式会社ADEKAとしておりまして、旧工場敷地の一部、図の中の左の上になります。こちらに本社並びに研究所がございます。地域全体でございますが、地域の北側には隅田川沿いに都道、そのほかの周囲でございますが、一般の住宅、商業地でございます。工場敷地の周囲の道路がございますけれども、工場の操業当時から存在しておりまして、区分されております。

経緯についてですが、資料6-1の冒頭をご覧ください。

24年の12月22日の欄をご覧ください。発端は下水道局の東尾久浄化センター内施設建設工事におきまして、表層を含む土壌から環境基準を上回るダイオキシン類が確認されたことによります。土壌環境基準が1,000pg-TEQ/gでございますが、2,300pg-TEQ/g検出されております。

その結果を受けまして、安全確認のためにこの同一の地歴を持つ各施設の代表地点7地点の表層調査を先行調査として実施いたしました。各施設では、検査に時間を要するため、念のための管理者による立ち入り禁止措置や飛散防止対策に取りかかっております。

以降の経過についてでございますが、東尾久浄化センターにつきましては、先ほど御説明いたしましたダイオキシン類対策特別措置法の地域指定の要件に該当しないことから、省かせていただきます。浄化センターでは、敷地内の詳細調査を行いまして、汚染土壌は施設の地下構造部分へ封じ込め対策等を行う予定でございます。

平成25年2月5日の欄をご覧ください。

先行調査の結果公表でございます。安全確認のために先行調査を行いました。尾久の原公園の1カ所、表層で環境基準の超過が確認をされました。2,500pg-TEQ/gでございます。

続きまして、4月4日の欄をご覧ください。

表層の詳細調査の結果公表でございます。先行調査で環境基準を超える箇所がございましたので、全施設の表層の詳細調査、これは30m区画で157区画の調査を実施しております。大学、住宅等にあっては植え込みの部分という形になります。

結果は、尾久の原公園内8区画、東尾久運動場多目的広場内3区画、合わせて11区画で環境基準を超えるダイオキシン類が確認をされました。下の図の赤く塗り潰した区画が環境基準を超過した部分でございます。最大値は6,200pg-TEQ/gでございます。確認された区画につきましては、各施設管理者によりまして、当面の措置として立ち入り禁止及び飛散防止のシート等で覆う措置を行っております。

5～7月の欄をご覧ください。

立ち入り禁止の解除でございます。基準に適合する区画につきましては、順次、立ち入り禁止措置の解除を行いまして、施設の御利用をいただいております。

9月11日の欄をご覧ください。

深度方向調査の結果公表でございます。表層で環境基準の超過が確認されました11区画におきましては、深度方向の調査を行いまして、最大440,000pg-TEQ/gが確認されております。

表の一番下ですが、参考の欄をご覧ください。

重金属等の調査についてでございます。本件諮問の対象外ではございますが、東尾久浄化センターの調査におきまして、重金属類も確認されているため、近接地域におきましてもダイオキシン類の表層の詳細調査を行うときに、土壤汚染対策法に基づく重金属等の調査を実施しております。鉛及びフッ素の環境基準が一部で確認をされております。

ただいま御説明いたしました結果の詳細につきましてですが、3枚おめくりいただきまして、A4の資料6-4をご覧ください。

表層の詳細調査の結果でございます。赤く塗り潰しているところが環境基準を超過している区画でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料6-5をご覧ください。

深度方向の調査結果でございます。尾久の原公園におきましては、深さ3mまで、東尾久運動場におきましては、深さ0.5mまで基準超過が見られます。

1枚おめくりいただきまして資料6-6をご覧ください。

重金属等の調査の結果でございます。斜線の区画で、鉛、フッ素の基準超過が確認されました。汚染が確認されました重金属につきましては、土壤汚染対策法に基づきまして、詳細調査及び対策を進めてまいります。

申しわけございません。資料6-1にお戻りください。

下の図の右側に参考として挙げております囲みをご覧くださいと思います。表層の詳細調査の時点で、尾久の原公園の中央にあります池の水質と底質並びに地域の大気の状態確認のためのダイオキシン類の調査を行っております。その結果、池の水で環境基準の超過が確認されましたが、これは対策地域の指定の対象外になります。

池につきましては、引き続き立ち入り禁止措置を継続し、今後、必要な対策を行っていく予定でございます。

資料6-2をご覧ください。

各施設の状況でございます。

続きまして、6-3をご覧ください。

基準を超過しました区画の飛散防止措置等の状況でございます。6-3の1枚目が尾久の原公園でございます。立ち入り禁止の柵、飛散防止のシート等でございます。

6-3の2枚目をご覧ください。東尾久運動公園運動場の多目的広場でございます。

写真の下の2枚でございますが、これは措置前と措置後になりますが、写真を写している方向が全く逆の方向になりますので、その点を踏まえまして、ご覧いただければと存じます。

参考資料1をご覧ください。

下段でございますが、都内ではこれまでにダイオキシン類対策特別措置法に基づく地域指定等を行った事例が2例ございます。ここにまとめておる大田区大森南4丁目地域、北区豊島5丁目地域、この2例がございます。

以上、案件の経過等につきまして、説明をさせていただきました。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○西岡会長 どうも説明ありがとうございました。

この諮問でございますけれども、水質土壌部会に付議して検討をお願いしたいと思っております。しかしながら、この審議会でも付議する前に委員の皆様から御意見、御質問いただければと思っておりますので、今ここで皆さんの御意見、御質問をお伺いしたいと思っております。いかがでしょうか。

特にございませんか。こういうところにも気をつけてやってもらいたいなど、そういう注

文でもいいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、御質問はないということで、この諮問を水質土壌部会に付議いたします。そして、部会にて集中的な審議をしていただきたいと思います。また、その結果をこの審議会総会に御報告いただきまして、この総会で最終的に答申を決定する。このような手順で本諮問にお答えしたいと思っております。

本件につきましては、早急な審議が必要となりますため、本会議終了後、直ちに水質土壌部会を開催するという手順になっておりますので、よろしく申し上げます。

水質土壌部会委員の皆さんにおかれましては、御多忙のところまことに恐縮でございますけれども、審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、本日の総会はこれで終了したいと存じております。進行を事務局にお返ししたいと思っております。

○上田環境政策課長 それでは、最後に事務局から1つお願いがございます。今後、水質土壌部会におきまして、御審議を賜るということでございますけれども、その審議結果を御報告いただく総会を、年明け1月ごろに開催させていただければと考えてございます。

つきましては、日程調整表を今、お配りをさせていただいておりますので、この場で御記入をいただける委員の方につきましては御記入をいただきまして、事務局まで御提出をいただければと思っております。また、追って事務局でメールでもお送りをさせていただきますので、本日確認ができない等々ございましたら、メールでの御回答でも結構でございます。

それでは、これもちまして、第39回「東京都環境審議会」を閉会させていただきます。

なお、この後の水質土壌部会でございますが、この会場で開催をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますけれども、会場の設営等で少々お時間を頂戴したいと思っております。15分程度休憩をおとりいただいた後、3時から開会をさせていただきたいと思っております。水質土壌部会の委員の皆様におかれましては、引き続き御出席いただきますよう、お願い申し上げます。

また、環境審議会の幹事で御都合の許す方は、引き続き、水質土壌部会にも御出席いただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

(14時41分閉会)